

体育文化費 会計規則 (案)

(名称)

第一条 本会計は体育文化費と称し、事務局を吉賀中学校に置く。

(目的)

第二条 本会計は、吉賀中学校の体育・文化活動の振興を目的とする。

(予算の編成)

第三条 本会計の予算は会費、繰越金をもって充てる。

第四条 特別の事情があるものはPTA評議員会保護者代表・副代表・校長の議を経て減額又は免除することができる。

第五条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(予算の執行)

第六条 本会計の執行は吉賀中学校にある部活動、文化活動にかかわる大会参加費、負担金、輸送費、消耗品・備品費等に使用する。

(会計監査)

第七条 本会計の預金通帳・出納簿・領収書綴は、毎年度末にPTA監事2年生学年代表による監査を受けるものとする。ただし、2年生学年代表の人数が不足する場合は、副代表が補助する。

(細則)

第一条 規則第三条に定める本会計の会費は生徒一人あたり年額12,000円とする。

第二条 年度末に残金がある場合は、生徒の人数割りにより返金をする。但し一人当たりの返金額のうち100円未満の端数については翌年度に繰り越すことができることとする。

(附則)

本会計規則は令和2年4月1日より施行する。

令和6年4月1日一部改正